

答 申 第 3 4 号
(諮 問 第 3 2 号)

平成 2 7 年 8 月 2 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日付け鎌倉市指令まち第 9 号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年7月18日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「平成26年6月資料1、平成23年11月以降の事業者側、市民会議等とのやり取りの経過一覧（全4頁）、別添参照に○印した平成24年11月15日文書の受理の記録及び平成24年11月30日から平成26年5月22日までの11回の面談の議事録」について実施機関鎌倉市長が平成26年8月1日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年7月18日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年6月資料1、平成23年11月以降の事業者側、市民会議等とのやり取りの経過一覧（全4頁）、別添参照に○印した平成24年11月15日文書の受理の記録及び平成24年11月30日から平成26年5月22日までの11回の面談の議事録」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、平成26年8月1日付け鎌倉市指令まち第6号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年9月30日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

行政文書不存在決定通知書の取り消しを求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成27年1月15日付けで提出された意見書

及び同年6月29日に補佐人とともに行った口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 長期間にわたる業者との不動産売買等の重要な交渉にあたり、その記録が出席者の個人的なメモのみを拠り所にされていたことは、行政業務の記録形態として不適切であり、またその指示に係る責任者も不明確である。

イ 行政において、情報漏洩を理由に、議事録不作成が行われることは業務形態として不適切である。また、この後も同様の事があり得ることを示唆し、市民のさらなる不信をあおり、今後の情報公開のシステムに支障をきたす。市民の信頼を得られる情報漏洩防止、及び情報公開のシステムの確立を求める。

ウ 行政文書は結果的に存在したのであるから、「不存在」の決定処分した誤った処分を取り消し、謝罪を求める。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成26年12月4日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び平成27年7月17日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

(1) 平成24年11月15日文書の受理の記録について

平成24年11月15日は、土地所有者が副市長へ「鎌倉市岡本二丁目の今後の対応について」と題する文書を手渡したのみであり、協議する時間はなかった。

したがって、鎌倉市行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第3条第1項ただし書きに規定する「事務処理に係る事案が軽易な場合」に該当するとして、概要書等の行政文書を作成しておらず、物理的に存在しない。

(2) 平成24年11月30日及び平成25年1月16日の議事録について

平成24年11月30日の面談は、同年11月15日に受理した「解決を図るため、市で当該地を買取り又は借入をし、公園等の公共的な土地利用を検討して欲しい。」旨の文書について説明を受け、平成25年1月16日の面談は、状況報告を行ったものであり、都市調整課が議事録を作成していたことから、平成26年

8月1日付けで行政文書一部公開決定処分を行った。

(3) 前記(2)以降の議事録について

前記(2)以降の議事録については、試算価格や公有地化の条件等について、土地所有者と市との具体的な交渉に入っており、土地所有者から「民間であれば、先ず守秘義務契約を結んでから交渉を行う内容であるが、行政との間ではそのような契約はできないであろうから、最終的な結論が出るまでは情報漏洩に配慮して欲しい。」との強い要望があったため、信頼関係を維持する必要から最終的な方向性が確認されるまでは協議内容の公表を行わないことを前提としていた。

このような経過から議事録についても、文書を作成しておらず建設常任委員会への報告や近隣住民らで構成される「大船観音前マンション問題にとりくむ市民会議」(以下「市民会議」という。)との意見交換の場でも、毎回説明し、理解を求めてきたところである。

また、平成26年7月18日、市は異議申立人へ前記のことを改めて説明し、最終的な方向性が確認されれば議事録を行政文書として公開していくことを申し添えたが、同日、行政文書の公開請求が行われたものである。

この請求時点においては、交渉の上で最終的な方向性が確認されていないことから、議事録を文書として作成しておらず、請求対象文書は条例第2条第2号に規定する「行政文書」として存在せず、行政文書不存在決定処分とした。

なお、議事録については、土地所有者による内容確認を経て、平成26年9月25日付けで起案し、同年10月6日付けで決裁を得ており、現時点では行政文書として存在する。

このことについては、同年10月15日に市民会議の代表者を通じて異議申立人に、改めて行政文書公開請求を行えば公開できる旨を伝えている。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、岡本二丁目マンション計画用地に関して、平成24年11月15日から平成26年5月22日の間に行われた実施機関と土地所有者の議事録である。

実施機関は、平成24年11月15日の議事録については、事務処理に係る事案が軽易な場合に該当するとして、作成しておらず存在しないと主張している。

また、平成25年1月16日以降の議事録については、請求時点で、正式な文書として作成できる段階になかったため、条例第2条第2号に規定する「行政文書」として存在しないと主張する。

(2) 行政文書不存在について

異議申立人は、長期間にわたる業者との不動産売買等の重要な交渉にあたり、その記録が出席者の個人的なメモのみを抛り所にされていたことは、行政業務の記録形態として不適切であると主張する。

これに対して、実施機関の決定理由説明によると、平成24年11月15日は、土地所有者が副市長へ「鎌倉市岡本二丁目の今後の対応について」と題する文書を手渡したのみであり、協議する時間はなかったことから、文書管理規則第3条第1項ただし書きに規定する「事務処理に係る事案が軽易な場合」に該当するとして、議事録は作成しておらず物理的に不存在であると主張する。

また、平成25年1月16日以降の議事録については、試算価格や公有地化の条件等について、土地所有者と市との具体的な交渉に入っており、土地所有者からは情報漏洩に配慮して欲しいとの強い要望があったため、最終的な方向性が確認されるまでは作成することをしていなかった。よって、条例に規定する「行政文書」は存在しないと主張する。

文書管理規則第3条第1項は「事務処理に当たっては、処理の内容(行政文書を管理するために必要な事項を含む。)を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りでない。」と規定している。実施機関は、土地所有者からは情報漏洩に配慮して欲しいとの強い要望があったため、最終的な方向性が確認されるまでは正式な文書として作成することをとどめていたと主張するが、何らかの「事情」があることを理由に職員が市政において重要な事案である事実経過に

関する行政文書を作成しないことを容認すれば、前記文書管理規則に反するだけでなく、行政としての透明性を欠き、説明責任が果たせないこととなり、情報公開制度の趣旨が没却することにもなりかねない。

しかし、行政文書公開請求時点において、実施機関と土地所有者の議事録の存在を認めることができず、その存在を推認させる事情も認めることができない以上、結論においては、本件処分は妥当であると判断せざるを得ない。

異議申立人は、行政文書は結果的に存在したのであるから不存在決定処分を取消し、謝罪を求める旨主張する。しかし、条例は、行政文書公開請求時点で実施機関が保有する行政文書を条例第6条に規定する非公開情報を除き、公開することを想定しているものと解される。そのため、異議申立人の主張には理由がない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 7 / 1 8	行政文書公開請求書が提出される
8 / 1	行政文書不存在決定通知書送付
9 / 3 0	異議申立書が提出される (担当課:まちづくり政策課)
1 0 / 3 0	審査会に対し諮問
1 1 / 4	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
1 2 / 4	行政文書不存在決定理由説明書を受理
1 2 / 5	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
2 7 / 1 / 1 5	異議申立人から意見書を受理
1 / 1 9	実施機関に意見書(写)送付
6 / 1 8	異議申立人から補佐人同伴許可申請書を受理
6 / 2 9	第66回審査会で審議 (異議申立人及び補佐人からの口頭による意見陳述)
7 / 1 7	第67回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
8 / 2 8	第68回審査会で審議
8 / 2 8	答申